

『ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例改正（案）』  
におけるパブリック・コメントの結果を報告します。

ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例改正（案）  
について、パブリック・コメントによる意見募集を令和6年8月25日から令和6年9月25日  
まで実施したところ、2人の方から2件の意見が寄せられました。いただいた意見の概  
要とその意見に対する市の考え方を次のとおりお知らせします。

意見の概要	市の考え方
<p>以下の理由により大いに賛同いたします。</p> <p>①工場を新設する企業の金銭的な負担を軽減できること。</p> <p>②県内において緑化率が他の市町村より高く設定されていること。</p> <p>③該当地域においては、植物の豊富な環境にあるため、あえて工場敷地内に緑地を増やす必要がない上、緑地の設置は枝葉の飛散、害虫の発生、倒木の危険など問題も多い。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>市では、工場敷地内の土地利用の制限を緩和することで、既存工場の増改築・設備更新などの設備投資を可能とし、新規立地を促進するとともに、工場の市外転出を防止し、本市産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図ってまいります。</p>
<p>改正案に大賛成です。単純に有効活用できる敷地が増える。</p> <p>ひたちなか市は工場敷地がもうないと聞いています。個々の企業にとって規模の拡大ができないということとなっています。今、所有している敷地を少しでも広げられればマシンの購入や社員の福利施設を導入できる。</p>	